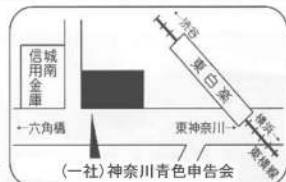


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11リビング2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
URL:<http://kanagawa-aoiro.com/>



9月より 記帳確認指導会 を開催いたします！

この記帳確認指導会は、上半期の記帳が正しくされているかを確認する記帳の健康診断ともいえる指導会です。記帳状況（入力状況）の確認や集計表・合計残高試算表の不明点、減価償却費の計算等のご相談により、事前準備をしておくことが重要です。確定申告時に不備なくスムーズに決算申告を行うためにも是非ご来所ください。

特に次に該当する方はお越しください。

- 今年初めて青色申告をする方やブルーリターンA等会計ソフトで記帳をする方
- 新たに10万円以上の資産（車や機械等の取得・入替、工事等）を取得した方
- 確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- 合計残高試算表が不一致の方

確定申告時期の混雑時期には、上記記帳指導に応じられない場合がございますので、是非この機会に不明点等を早めに解消し決算申告に備えましょう！

記帳確認指導会の特典は…

記帳確認指導会
(9月開催)

+

決算準備指導会
(12月開催)

=

**確定申告期の
優先予約(2月)**
(決算等の事前準備が整っていると認められた方)



* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はデータ又はパソコン
2. 過去3年分の決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和元年上半期分と平成30年全期分）
5. 経理処理が分からない取引がある場合は、その関係資料
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



消費税率引上げ・軽減税率制度に備えて…

本年10月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が実施されます。課税事業者はこれまでの記載事項に加え、区分記載請求書の発行や日々の記帳において帳簿に区分記載が必要となります。さらに課税事業者以外の方も区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。制度導入前に青色塾「税のセミナー」（9月24日開催 同封チラシ参照）や記帳確認指導会でご確認をお願いいたします。

また令和元年分が課税事業者となる方（平成29年分課税売上高が1,000万円を超えた方）を中心に消費税の記帳等の仕方や簡易課税と一般課税の検討等アドバイスを行っております。併せて記帳確認指導会をご活用ください。



神奈川税務署からのお役立ち情報！(vol.23)

消費税の軽減税率制度のスタートまで、もうすぐです。
皆さん、準備はよろしいですか？



事務局長

もうすぐ、軽減税率制度が始まりますが、消費税の確定申告の必要がない事業者の方も準備は必要なんですね？



税子先生

軽減税率（8%）対象商品を売り上げた際、お客様から「8%の軽減税率対象商品であることや、8%・10%の税率ごとに区分し合計した税込み価格」を記載したレシートを求められる場合がありますので、ご自分の消費税の申告の有無に関わらず、対応できるようにしておく必要があります。



事務局長

商品を購入したお客様が事業者だった場合、その事業者の方も8%の軽減税率対象の商品であることを帳簿に記載する必要があるので、このようなレシートが必要なんですね。令和元年10月からは下の図のようなレシートになりますので、これまでのレシートとの違いをよく確認してください。

八百〇			
東京都...			
XX年11月1日			
領 収 書			
野菜	1	¥108	
野菜	1	¥972	
雑貨	1	¥330	
合計		¥1,410	
(10%対象)		¥330	
(8%対象)		¥1,080	
お預り		¥1,500	
お釣		¥90	
※印は軽減税率対象商品			

軽減税率の対象品目である旨

① 軽減税率対象商品に※や★等の記号を記載する。

② 記号が軽減税率対象商品の印であることを明らかにする。

税率ごとに合計した対価の額
税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載する。

複数税率対応レジを導入するための補助金制度

令和元年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象

補助金交付申請書提出期限：令和元年12月16日

お問い合わせ先：【専用ダイヤル】0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

女性部研修旅行

小江戸佐原と夏の味覚メロン狩り

研修旅行に参加して



6月25日（火）女性部研修旅行に参加しました。前日の雨も上がり、皆さん早々に集合して頂いたおかげで、予定時刻より早く出発しました。会田部長の挨拶の後、「消費税の軽減税率制度」について研修を受けました。令和元年10月から標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となります。テイクアウトの考え方や区分経理について大変勉強になりました。

途中渋滞もなく香取神社に到着しました。香取神社は国の登録有形文化財であり、関東地方を中心として全国にある香取神社の総本社です。

途中渋滞もなく香取神社に到着しました。香

茨城県鹿嶋市の鹿島神宮、茨城県神栖市の鳥栖神社とともに江戸を守つていています。香取神社の長い参道を抜けた総門の前の階段で記念写真を撮り、本殿に参拝しました。本殿の横には樹齢千年の御神木がそ

びえ立ち、風格のある立派なたたずまいです。パワーを頂きました。

一路、道の駅「水の郷さわら」で新鮮な野菜やお土産を買い、小江戸佐原に向かいました。佐原の「千与福」で創作日本料理の昼食を堪能し、昼食後は江戸時代の面影を残す街並みを散策しました。ここは、「重要な伝統的建造物群保存地区」で映画やドラマの撮影の舞台にも度々使われています。そこには伊能忠敬旧宅もありました。55歳～71歳までの年月をかけ最初に日本地図を作った人でその地図の正確性は世界でも評価されているそうです。この時代にこのような素晴らしい人物がいたことに感動しました。

いよいよメロン狩りに到着です。ハウスの中にはたくさんのメロンが育つていて、その中から美味しそうなものを選んで採りました。採れたてのメロンの試食はとても甘く美味しかったです。お腹もいっぱいになりました。

梅雨に催されるツバ一にもかかわらず毎年必ず晴天を呼ぶ会田部長、そして参加された皆様には大変お世話になり楽しい一日を過ごすことができました。

女性部副部長

横濱
律子

港北出張所開設日（月曜日開設）

●電話番号 070-5593-2028 (PHS)
(開設日以外はつながりません)

●受付時間 10時～11時・13時～14時

●開設日 ※9月は予約不要です。

9月 2日(月)・9日(月)・30日(月)



弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)



●開催日程

令和元年 9月 3日(火)
10月 1日(火)

●会場

事務局 3F (東白楽)

●時間

PM1:00～PM3:00迄

●電話番号

433-5221 (予約制)

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願い致します。

ご指定の預金口座からの振替となります
ので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さい
なお、規定により既納の会費
はお返しできませんのでご了承願います。

9月26日(木)

9月26日(木)です。

●会費振替のお知らせ

9月26日(木)です。

9月26日(木)です。

30日	25日	24日	23日	19日	17日	16日	12日	11日・16日・18日・22日	8日	2日	1日～10日	源泉指導会
	26日											無料法律税務相談会
	29日											チャリティー収益金寄贈式
												第50回青色学校
												県連事務局長会議
												県連理事会
												女性部役員会
												事業合同3委員会会議
												県連職員研修会
												会員親睦日帰バス研修旅行
												県連Webサイトミーティング
												八者会意見交換会
												青色全体役員会 受託事業記帳説明会

